

# 利用にあたって

「平成17年国勢調査」の集計結果については、平成17年12月に速報値として要計表による人口及び世帯数を公表した。

この概要は、平成18年10月13日に総務省統計局が確報値として公表した東京都分の第1次基本集計結果（人口、世帯、住居、高齢者世帯等に関する事項）の主な項目について、とりまとめたものである。

## 1 調査の目的

国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定に基づき、我が国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政資料その他の基礎資料を得ることを目的として実施する。

なお、国勢調査は、大正9年に第1回が行われ、以来、10年ごとに実施（大規模調査）するとともに、その中間年に調査項目の少ない簡易な方法により行うこととされている。今回はその簡易調査に当たり兩者通算して18回目の調査である。

## 2 調査の期日

平成17年10月1日午前零時現在

## 3 調査の対象

調査期日において、我が国に常住するすべての人について行う。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属とこれらの家族を除く。

## 4 調査の方法

総務省統計局 - 都道府県 - 区市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行い、国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。

## 5 その他

(1) 統計表において割合を示す数値は、四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

(2) 本文中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントの差を表す。

(3) 表中の符号等

「 - 」： 皆無又は該当数値なし

「 0.0 」： 単位未満の数値（0.05未満）

「       」： 負数（減少）

(4) 本文中及び統計表で使用されている用語については、「用語の解説」を参照のこと。

詳細については、総務省統計局ホームページをご覧ください。  
アドレス <http://www.stat.go.jp/>